

国際会計基準におけるリース会計基準の問題点

Problems of Lease Accounting Standards in International Accounting Standards

山口 幸三

Kozo Yamaguchi

要旨

本稿では、2016年1月にIASBによって公表された国際財務報告基準第16号「リース」を検討する。それ以前の基準であるIAS第17号では、借り手の会計処理について、オペレーティング・リースまたはファイナンス・リースという区別を行い、ファイナンス・リースについてはリース資産とリース負債を認識し、オペレーティング・リースについては賃借料の計上だけを要求していた。その結果、大部分のリースがオペレーティング・リースとして扱われ、リースがオン・バランスされないという実務が主流となっていた。IFRS第16号は、IAS第17号とは異なって、すべてのリースについて従来のファイナンス・リースについてと同様の会計処理を要求している。しかし、短期リースと少額資産リースについてはその限りではないとして使用権資産とリース負債の計上を免除している。その結果、実務上多くのリースがオン・バランスされない事態が再現される危惧が指摘される。リースの会計処理で認識される使用権資産はそれ自体の収益価値ではなく、それに伴うリース負債の対照勘定として測定値が決定されることから、リース会計基準においてはむしろリース負債の認識計上に主要な眼目が置かれ、リース負債単独では認識計上できないため、対照勘定としての使用権資産の認識が必要とされたに過ぎないことが指摘される。また、IFRS第16号は、リース会計基準のコンバージェンスを目指して、FASBとの長年にわたる共同プロジェクトの結果公表されたものではあるが、両者の間にはリース・モデルの違いなど相違点も多く、必ずしもコンバージェンスが完了したものとは言い難いことも指摘される。

[キーワード]国際会計基準、リース、リース会計

1. はじめに

近年、企業活動におけるリースの取引額が増大している。リースは、多額の資金を必要とする有形固定資産の有効な調達手段として活用され、特にその資金調達方策としての有効性が評価され、多くの企業で導入されている。しかし、リース特にファイナンス・リースは通常の有形固定資産の取得とも、また単なる賃貸借とも、あるいは割賦購入とも異なった特徴

を有するため、その会計処理には多くの問題を抱えることとなった。ファイナンス・リース特有の特徴のいくつかは次のようにまとめられる。1)

- (1)リースの対象資産の所有権がリース期間の終了までに借り手に移転する。
- (2)リースの対象資産を購入する選択権の行使がリースの開始日において合理的に確実である。
- (3)リース期間がリースの対象資産の経済的耐用年数とほぼ同じである。
- (4)最低リース料総額がリース対象資産の公正価値とほぼ同額である。
- (5)リース対象資産の用途がリースの借り手の用途に限定されていて、汎用性がない。
- (6)リース契約が原則として解約不能であり、解約可能であったとしても解約に伴う貸し手の損失は借り手の負担となる

以上がファイナンス・リースの特徴であり、以上のような特徴をもたないリースがオペレーティング・リースと呼ばれている。ファイナンス・リースは通常の有形固定資産の取得とも、また単なる賃貸借とも、あるいは割賦購入とも異なった会計処理が求められ、そのような会計処理を要求する会計基準の設定が行われてきた。本稿では、まず IFRS 第 16 号に至るまでの国際会計基準におけるリース会計基準の開発を巡る動向を振り返り、次に IFRS 第 16 号の概略とその主要な問題点を指摘し、最後に米国財務会計基準審議会が IFRS 第 16 号と同時期に公表したリース会計基準 Topic842 を取り上げ、IFRS 第 16 号との異同を明らかにする。

2. 国際会計基準におけるリース会計基準を巡る動向

2016年1月、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。下表のように、長年にわたるリース会計基準開発活動の成果とされている。リース会計基準については、IASBの前身である国際会計基準委員会(International Accounting Standard Committee;IASC)時代から開発作業が行われてきた。1982年9月に公表されたIAS第17号「リースの会計」がIASCの公表になるリース会計基準であった。その後1997年12月には、IAS第17号「リース」が1982年版IAS第17号「リース」の改訂版として公表された。21世紀に入り、IASCからIASBへと組織変更が行われ、2001年4月にはIASBとして初めて、1997年版IAS第17号「リース」を改訂したIAS第17号「リース」が公表され、リース会計基準の開発作業が続行された。同時に、IASCの解釈指針委員会が1998年12月に公表したものの改訂版としてSIC(Standing Interpretations Committee)第15号「オペレーティング・リース——インセンティブ」が公表された。さらに2001年12月にはSIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」が公表された。これは、IASCの解釈指針委員会が、リースの法形式を伴う契約がIAS第17号におけるリースの定義に該当するかどうかの判定に関する指針を示したものであった。2003年12月には、2001年版IAS第17号「リース」の限定的改訂版が公表された。翌2004年12月には、IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判定」が公表された。これは、リースの法形式は取っていないが、支払いまたは一連の支払いと交換に資産の使用権を移転する取引が、IAS第17号に従って会計処理すべきリー

スまたはリースを含んだ取引であるかどうかの判定に関する指針を示したものである。そして、2016年1月になって、IASBはIFRS第16号「リース」を公表したのである。

2003年版IAS第17号「リース」は、1997年版IAS第17号「リース」の小幅な改訂版で、IFRS第16号「リース」によって置き換えられたものである。以下の論述において、IAS第17号「リース」について言及する場合には、特に断らない限り2003年版を対象とする。

IASBのリース会計基準開発活動

発表時期	名称	概要
1982年9月	IAS第17号「リースの会計」	IASCによって公表されたもの
1997年12月	IAS第17号「リース」	1982年版IAS第17号「リース」の改訂版
2001年4月	IAS第17号「リース」	IASBとして、1997年版IAS第17号「リース」を改訂したもの
2001年4月	SIC第15号「オペレーティング・リース——インセンティブ」	IASCの解釈指針委員会が1998年12月に公表したものの改訂版
2001年12月	SIC第27号「リースの法形式を伴う取引の実質の評価」	IASCの解釈指針委員会が、リースの法形式を伴う契約がIAS第17号におけるリースの定義に該当するかどうかの判定に関する指針を示したもの
2003年12月	IAS第17号「リース」	2001年版IAS第17号「リース」の限定的改訂版
2004年12月	IFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判定」	リースの法形式は取っていないが、支払いまたは一連の支払いと交換に資産の使用権を移転する取引が、IAS第17号に従って会計処理すべきリースまたはリースを含んだ取引であるかどうかの判定に関する指針を示したもの
2016年1月	IFRS第16号「リース」	リースの認識、測定、表示および開示に1に関する原理を示したもので、IAS第17号、IFRIC第4号、SIC第15号およびSIC第27号に置き換わるもの

3. IFRS第16号「リース」の概要

3.1 IFRS第16号の目的

IFRS第16号の目的は以下の様に示されている。

「リースの認識、測定、表示および開示に関する原理を示している。その目的は、借り手お

よび貸し手が目的適合性のある情報を、当該取引を忠実に表現する方法で提供することを確保することである。この情報は、リースが企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えている影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える」(Pr.IN1、Pr.1)

IFRS 第16号の目的はすべてのリース取引をオン・バランスにすることである。IAS 第17号では、リースがオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースという分類によって会計処理がされるように規定されている。オペレーティング・リースに分類されたものは最終的には貸借対照表に記載されるものもあるが、大部分は損益計算書に賃借料という費用が計上されるだけで貸借対照表項目とはならない。「その結果、全リースの85%を超えるものが現在のところオフ・バランスになっていると推定される。その場合、投資家は、オフ・バランスのリースから生じるとみられる資産および負債を認識するために、しばしば財務諸表を修正するであろう。」²⁾と、IASBの理事の一人が指摘している。IAS 第17号からIFRS 第16号への変更の理由は、すべてのリース取引をオン・バランスにすることによって、「リースが企業の財政状態、財務業績およびキャッシュ・フローに与えている影響」を投資家が評価できるようにすることであると考えられているのである。

3.2 IFRS 第16号「リース」の適用範囲

「企業は、本基準をすべてのリース（サブリースにおける使用权資産のリースを含む）に適用しなければならない。ただし、下記のもの除外。

- (a) 鉱物、石油、天然ガスおよび類似の非再生資源の探査または使用のためのリース
- (b) 借り手が保有しているIAS 第41号「農業」の範囲に含まれる生物資産のリース
- (c) IFRIC 第12号「サービス移譲契約」の範囲に含まれるサービス移譲契約
- (d) IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる貸し手が供与する知的財産のライセンス
- (e) 映画フィルム、ビデオ録画、演劇脚本、原稿、特許権および著作権などの項目について借り手がIAS 第38号「無形資産」の範囲に含まれるライセンス契約に基づいて保有している権利

借り手は、本基準を第3項(e)に記述したものの以外の無形資産のリースに適用することができるが、要求はされない。」(Pr.3)

ここに掲げられた、IFRS 第16号「リース」の適用範囲の除外項目は、IAS 第17号に掲げられた除外項目とは、列挙の順序と表現が異なるだけで大差はない。

3.3 リースの定義

「IFRS 第16号「リース」は、顧客が特定された資産の使用を一定期間（所定の使用量によって決定される場合もある）にわたり支配するのかどうかに基づいて、リースを定義している。顧客が特定された資産の使用を一定期間にわたり支配する場合には、当該契約はリースを含んでいる。顧客が資産の使用に関する重要な決定を、自らが使用する所有資産に関して決定を行うのと同様の方法で行う場合には、これに当てはまる。そのような場合、顧客（借

り手)は資産を使用する権利(使用権資産)を獲得しており、それを貸借対照表に認識すべきである(ただし、IFRS第16号の第5項における認識の免除の適用がある)。これと対照的に、サービス契約では、サービスの提供に使用される資産の使用を供給者が支配している。」(Pr.BC105)

3.4 認識の免除

IFRS第16号では借り手に対して、原則として、オペレーティング・リースまたはファイナンス・リースという法律上の契約による分類に関わりなく、すべてのリースが認識対象とされ、財務諸表上で資産および負債の計上が要求されている。例外として、短期リースおよび少額資産リースについては、財務諸表上で資産および負債の計上をしないことが許容されている。これは「認識の免除(recognition exemption)と呼ばれている。

「借り手は、下記のものには第22項から第49項の要求事項を適用しないことを選択できる。

- (a) 短期リース(short-term lease)
- (b) 原資産が少額であるリース (B3項から B8項に記述)」(Pr.5)

3.4.1 短期リース

短期リースとは、「開始日において、リース期間が12か月以内であるリース。購入オプションを含んだリースは、短期リースではない。」(付録A)と定義されている。この定義はIFRS第16号で新たに導入されたものである。短期リースについての認識の免除は「結論の根拠」において、以下の様に補足説明がされている。

「短期リースの免除を、短期リースの持続期間の算定をリース期間の算定と整合させることによって拡大することを決定した。したがって、延長オプションが行使される可能性または解約オプションが行使されない可能性を考慮することになる(BC152項から BC159項参照)」(Pr.BC93)

短期リースを認識免除する理由として、「結論の根拠」において、以下の様に説明されている。

「IFRS第16号「リース」の要求事項のすべてを短期リースに適用するように借り手に要求することの便益は、関連するコストを上回らないであろう」(Pr.BC87)

3.4.2 原資産が少額であるリース

原資産が少額であるリースとは、「付録B適用指針」のB3項からB8項に記述があるが、具体的な金額は明示されていない。

「原資産が少額であるかどうかの評価は、絶対値ベースで行われる。」(Pr.B4)

しかし、その「絶対値」がいくらであるか、その金額は不明である。以下のような抽象的な文言からは少額と判断される金額が絶対値として導き出されるとは思えない。

「原資産は、下記の場合にのみ、少額である可能性がある。

- (a) 借り手が原資産を単独でまたは借り手が容易に利用可能な他の資源と組み合わせて使用することから便益を得ることができ、かつ

(b) 原資産の他の資産への依存性や相互関連性が高くない。」(Pr.B5)

そして、具体的な金額が明示されないまま、少額資産ではないものの例として「自動車のリースは、新車は通常は少額ではないので、少額資産のリースには該当しないであろう。」(B6)と述べ、また、少額原資産の例として、「タブレットおよびパーソナル・コンピュータ、小型の事務所備品、電話など」(Pr.B8)を挙げているにとどまる。

具体的な金額については「結論の根拠」において初めて言及されている。

「この免除を開発した際に、IASBは、財務諸表利用者にとってのIFRS第16号の要求事項の便益を維持しながら、作成者に実質的な救済を提供することを試みた。IASBは、この免除を、原資産が新品時に少額であるリース(タブレットやパーソナル・コンピュータ、小型のオフィス家具や電話のリースなど)に適用することを意図していた。2015年にこの免除に関する決定に至った時点で、IASBは、新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた。借り手は、原資産の性質が新品時に価値が一般的に低いものである場合には、免除の要件を満たさないことになる。IASBは、原資産が少額であるかどうかの評価の結果は、借り手の規模、性質又は状況の影響をうけるべきではないということも決定した。すなわち、免除は、リースされる資産の新品時の価値に基づくものであり、当該資産をリースしている企業の規模や性質に基づくものではない。」(Pr.BC100)

「結論の根拠」とは、「IFRS第16号に付属しているが、その一部を構成するものではない。」とされている。「この結論の根拠は、IASBがIFRS第16号「リース」を開発した際の考慮事項を要約している。特定の見解を受け入れた理由や他の見解を棄却した理由が含まれている。」(Pr.BC1)「IFRS第16号に付属しているが、その一部を構成するものではない。」という「結論の根拠」に示された「新品時に5千米ドル以下」という少額リースの基準がはたして、IFRS第16号開発の重要目的の一つであるオペレーティング・リースのオン・バランス化の決め手となるのか、今後のリース会計実務の傾向を見定める必要があるであろう。

4. IFRS第16号のリース会計基準

IFRS第16号においても、IAS第17号と同様に、リース会計基準がリースの借り手および貸し手のそれぞれについて示されている。IFRS第16号とIAS第17号との大きな相違点はもっぱら借り手の会計に関する部分である。以下、IFRS第16号における借り手および貸し手の会計それぞれについて検討する。

4.1 借り手の会計

4.1.1 リース取引の「認識」

リースの借り手は、最初にリース取引の「認識」として以下の様に会計処理することが規定されている。

「リースの開始日において、借り手は使用権資産とリース負債を認識しなければならない。」(Pr.22)

リースの開始日(commencement date)とは、リースの貸し手が借り手による原資産の使用

を可能にする日と定義されている。IAS 第 17 号ではリース取引認識の時期は、リースの契約日またはリースの主要な契約条件が確定した日とされていたが、IFRS 第 16 号では契約という法律上の要件ではなく、原資産の使用というリース取引の経済的実質を重視する内容に変更されていることが注目される。

また、「使用権資産(right-of-use asset)」という表現は IFRS 第 16 号で導入されたもので、IAS 第 17 号ではリース資産(lease asset)という表現が使用されていた。「リース資産」という表現は IAS 第 17 号では 20 カ所で使用されていたが、IFRS 第 16 号で「リース資産」という用語は使用されていない。それは、「リース資産」という用語が、リース取引の対象資産を示しているのか、あるいは仕訳の際の勘定科目および貸借対照表上の項目名を示しているのかが不明であったため、むしろ、その両者を判然とさせずに使用していたために混乱が生じていたからと思われる。そこで IFRS 第 16 号では、リース取引の対象資産を示す用語としては「原資産(underlying asset)」という用語が導入され、勘定科目および貸借対照表上の項目名としては「使用権資産」という用語が使われるようになったのである。このように用語の定義を明確にしたことによって、無用の混乱が回避されていることには一定の評価がされなければならない。

4.1.2 使用権資産の当初測定

リースの開始日において、借り手が認識しなければならない使用権資産は、以下の様に取得原価で測定されることとされているが、この場合の取得原価はリース負債を基にして測定されることが規定されている。

「使用権資産の取得原価は、次のもので構成されなければならない。

- (a) リース負債の当初測定金額 (第 26 項に記述)
- (b) 開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの
- (c) 借り手に発生した当初直接コスト
- (d) リースの契約条件で要求されている原資産の解体および除去、原資産の敷地の原状回復または原資産の原状回復の際に借り手に生じるコストの見積額」(Pr.24)

リースの開始日における使用権資産はまず、リース負債の金額に借り手に発生した当初直接コストの一切を加算した金額で測定される。当初直接コストとは、リース取得の増分コストのうち、当該リースを取得しなかったならば発生しなかったであろうと考えられるコストをいう。次に、リース負債と当初直接コストの合計額の他に、リース・インセンティブおよび開始日またはそれ以前における支払額および回復のための負債または同様の金額については修正が必要とされる。リース・インセンティブ(lease incentive)とは、貸し手が借り手に対してリースに関連して行う支払の金額または貸し手による借り手のコストの弁済額もしくは引受額をいい、開始日以前に支払ったリース料から控除されるものである。この他、リースの契約条件として原資産の解体および除去、原状回復などが要求されている場合、そのためのコストが使用権資産の取得原価に加算される。

4.1.3 リース負債の当初測定額

使用権資産の取得原価の基本となるリース負債の当初測定額は、開始日現在の未払リース料の割引現在価値として計算される。割引計算に用いられる割引率と開始日現在の未払リース料の内容については以下の様に規定されている。

① 割引計算に用いられる割引率

割引計算に用いられる割引率はリースの計算利率とされている。リースの計算利率(*interest rate implicit in the lease*)とは、リース料と無保証残存価値それぞれの現在価値を、原資産の公正価値と貸し手の当初直接コストとの合計額と等しくさせる利率と定義されている。無保証残存価値(*unguaranteed residual value*)とは、原資産の残存価値のうち、貸し手による実現が保証されていないか、あるいは貸し手に関連のある当事者しか保証していない部分と定義されている。

リースの計算利率が容易に算定できる場合には、リース負債の当初測定額は、リース期間中の未払リース料を当該計算利率で割り引いた現在価値である。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、代わりに、借り手の追加借入利率で計算しなければならない。借り手の追加借入利率(*lessee's incremental borrowing rate*)とは、借り手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、使用権資産と同様の価値を有する資産を同様の経済環境において獲得するのに必要な資産を借り入れるために支払わなければならないであろう利率と定義されている。(Pr.26)

②開始日現在の未払リース料

現在価値に割引かれる未払リース料は以下の様にいくつかの要素から構成される。

「開始日において、リース負債の測定額に含められる支払リース料は、リース期間中に原資産を使用する権利に対する下記の支払額のうち開始日に支払われていない金額で構成される。

- (a) 固定リース料 (B42 項に記述している実質上の固定リース料を含む) から、受け取るリース・インセンティブを控除した金額
- (b) 変動リース料のうち、指数またはレートに応じて決まる金額。当初測定には開始日現在の指数またはレートを用いる (第 28 項に記述)
- (c) 残価保証に基づいて借り手が支払うと見込まれる金額
- (d) 購入オプションを借り手が行使することが合理的に確実である場合の、当該オプションの行使価格 (B37 項から B40 項に記述した要因を考慮して評価)
- (e) リースの解約に対するペナルティの支払額 (リース期間が借り手によるリース解約オプションの行使を反映している場合)」 (Pr.27)

固定リース料 (*fixed payment*)とは、リース期間中に原資産を使用する権利に対して借り手が貸し手に支払う金額で、変動リース料(*variable lease payment*)とは、リース期間中に原資産を使用する権利に対して借り手が貸し手に支払う金額のうち開始日に発生する事実または状況の変化 (時の経過を除く) により変動する部分をいう。指数またはレートに応じて決

まる変動リース料はリース負債の当初測定額に含まれ、開始日の指数またはレートを用いて当初測定される。残価保証に基づいて借手が支払うべき見込み額も含まれる。残価保証(residual value guarantee)とは、貸し手と関連のない者が貸し手に対して行う、リースの終了時の原資産の価額またはその一部が少なくとも所定の金額となるという保証をいう。リース負債の測定額に含まれない変動リース料は、支払いのきっかけとなる事象または条件が発生した期間の損益に認識される。ただし、当該コストが別の基準にしたがって別の資産の繰越額に含まれる場合を除くこととされている。(Pr.38(b))

4.1.4 使用権資産の開始日以後の測定

リースの開始日後は、借り手は使用権資産を原価モデルを用いて測定しなければならない。ただし、以下の場合を除かれている。

- i) 使用権資産が投資不動産であり、借り手が当該投資不動産を IAS 第 40 号「投資不動産」にしたがって公正価値で測定する場合
- ii) 使用権資産が、借り手が IA 第 16 号「有形固定資産」の再評価モデルを適用する有形固定資産のグループに関連するものである場合、その場合には、当該グループの有形固定資産に関連するすべての使用権資産を再評価することができる。

原価モデルでは、使用権資産は取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定される。(Pr.30(a))

使用権資産の開始日以後の測定は、原価モデルを用いて行うこととされている。原資産の使用から獲得が期待される収入に基づく収益価値ではなく、原価が公正価値として適切であると考えられている。もともと使用権資産がそれ自体の属性からその測定値が決定されたのではなく、あくまでもリース負債の対照勘定として認識されたため、資産計上の積極的な根拠に欠けるため、使用権の譲渡という理論付けがされたものと考えられるのである。基準における記載の順序もリース負債の測定が先行しており、使用権資産の測定はその後であり、測定方法もリース負債の測定値を基にしていることは上述の通りである。

4.1.5 リース負債の再測定

リース負債は開始日後において、以下の変動を反映するように、改訂後のリース料を改訂後の割引率を用いて再測定しなければならない。(Pr.39-42)

- (a) リース期間の変更があった場合、改訂後のリース料を改訂後のリース期間に基づいて計算しなければならない。
- (b) 原資産を購入するオプションの査定に変更があった場合、改訂後のリース料を購入オプションに基づいて支払われる金額の変動を反映するように算定しなければならない。
- (c) 残価保証に基づいて借手が支払うべき見込み額の変動がある場合改訂後のリース料を残価保証に基づいて借手が支払うべき見込み額の変動を反映するように算定しなければならない。
- (d) 将来の支払リース料の算定に用いられる指数またはレートの変動に由来する将来の支

払リース料の変動がある場合、改訂後のリース料を反映するように再測定しなければならない。

リース負債の再測定額は使用権資産の修正額として処理される。使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されていて、さらにリース負債の測定額が減額される場合には、再測定の残額を純損益に認識しなければならない。

リースの条件変更が行われた場合、リース負債の再測定が行われる。ただし、独立のリースとして処理される場合はこの限りではない。(Pr.44-46)

4.1.6 使用権資産およびリース負債の表示

使用権資産は財政状態計算書に、他の資産とは区分して表示しなければならない。また、リース負債も財政状態計算書に、他の負債とは区分して表示しなければならない。(Pr.47)

リース負債に関する金利費用は包括利益計算書において使用権資産に関する減価償却費とは区分して表示しなければならない。リース負債に関する金利費用は財務コストの内訳項目であり、IAS第1号「財務諸表の表示」により、包括利益計算書において区分表示することが要求されている。(Pr.49)

キャッシュ・フロー計算書において、リース負債の元本部分に対する現金支払額は財務活動区分に表示することが求められている。リース負債の金利部分に対する現金支払額については、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」における支払利息に関する要求事項が適用される。また、短期リース料、少額資産のリース料およびリース負債の測定額に含められなかった変動リース料は、営業活動区分に表示されなければならない。(Pr.50)

4.2 貸し手の会計処理

リースの貸し手の会計処理については、IAS第17号の内容と大きく異なるところはないが、借り手の会計処理との対比のためにも、その概略を検討したい。

4.2.1 リースの分類

リースの貸し手はまず、すべてのリースをオペレーティング・リースかファイナンス・リースのどちらかに分類しなければならない。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転させる場合には、ファイナンス・リースに分類される。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを移転させるものではない場合には、オペレーティング・リースに分類される。(Pr.61-2)

借り手の場合、オペレーティング・リースかファイナンス・リースかという分類はされず、すべてのリースを一本化して会計処理することが要求されているのに対して、貸し手の場合、従来通り、オペレーティング・リースおよびファイナンス・リースかという分類が要求されている。

単独でまたは組み合わせでリースが通常ファイナンス・リースに分類される状況の例としては以下のものがあげられる。(Pr.63)

- (a) リース期間の終了時までには借り手に原資産の所有権が移転されるリース
- (b) 原資産の購入オプションが行使可能となる日付の公正価値よりも十分に低いと予想される価格で当該資産を購入するオプションを有するリースで、開始日には当該オプションが行使されることが確実であるもの。
- (c) 所有権が移転しない場合でも、リース期間が原資産の経済的耐用年数の大部分を占めるもの
- (d) リースの契約日に、最低限の支払リース料の現在価値が少なくとも実質的に当該リース資産の公正価値のすべてとなるもの
- (e) 原資産が特殊な性質のもので、借り手だけが大きな改変をせずに使用できるもの

4.2.2 ファイナンス・リースの当初測定

リースの開始時に、貸し手はファイナンス・リースに基づいて保有している資産を財政状態計算書に認識し、リース投資未回収額をリースの計算利率で割り引いた金額である、正味リース投資未回収額に等しい金額で受取勘定として認識しなければならない。(Pr.67)

開始日において、正味リース投資未回収額の測定値に含められるリース料は、リース期間中に原資産を使用する権利に対する下記の支払いのうち、開始日に未収となっている金額から構成される。(Pr.70)

- (a) 固定リース料から未払のリース・インセンティブを控除した金額
- (b) 開始日の指数またはレートを用いて当初測定された変動リース料で、指数またはレートに応じて決まる金額
- (c) 借り手、借り手の関連当事者または貸し手と関連のない第三者が貸し手に提供する残価保証で、保証に基づく債務を弁済する財務的能力のある者によって保証されたもの
- (d) 購入オプションを借り手が行使することが合理的に確実である場合の当該オプションの行使価格
- (e) リース期間が借り手のリース解約オプションの行使を反映している場合のリースの解約に対する違約金の支払額

4.2.3 製造業者または販売業者である貸し手

開始日において、製造業者または販売業者である貸し手は、各ファイナンス・リースについてその収益、売上原価および販売損益を認識しなければならない。この場合の収益は、原資産の公正価値またはそれ以下である場合にはリース料を市場利率で割り引いた現在価値である。売上原価は、原資産の取得原価または帳簿価額から無保証残価を控除した金額である。販売損益は、IFRS15 が適用される売り切り販売についての方針にしたがった収益と売上原価との差額である。(Pr.71)

4.2.4 ファイナンス・リースの事後測定

貸し手は、正味リース投資未回収額に対する一定の期間利回り率を反映するパターンに基

づいて、リース期間に渡るファイナンス・リースの金融収益を認識しなければならない。貸し手は、金融収益をリース期間にわたって規則的かつ合理的な基礎に基づいて配分することを目論むが、貸し手は、当期に関わるリース料をリース投資未回収総額（ファイナンス・リースにおいて貸し手が受領すべきリース料と貸し手に発生している無保証残価との合計額）に充当し、元本と未収金融収益の両方を減額しなければならない。貸し手は、IFRS 第9号「金融商品」における認識の中止および減損の要求事項を正味リース投資未回収額に適用しなければならない。リース投資未回収総額の計算に使用する無保証残価の見積額は定期的に見直さねばならない。無保証残価の見積額に減少があった場合には、貸し手は、リース期間にわたる収益の配分を見直し、発生した見積額の減少を直ちに認識しなければならない。(Pr.75-77)

4.2.5 オペレーティング・リースの認識および測定

貸し手は、オペレーティング・リースのリース料を、定額法または原資産の使用から生じる便益が減少するパターンをより忠実に表現する別の規則的な基準に基づいて、利益として認識しなければならない。貸し手は、リース収益を稼得するにあたって生じるコスト（減価償却費を含む）を費用として認識しなければならない。オペレーティング・リースの取得にあたり発生した当初直接コストは原資産の帳簿価額に加算し、当該コストをリース期間にわたりリース収益と同じ基準によって費用として認識しなければならない。原資産の減価償却方法は、同様の資産について貸し手が通常行う減価償却方針と一致していなければならない。その際の減価償却はIAS 第16号「有形固定資産」およびIAS 第38号「無形固定資産」に従わなければならない。原資産が減損しているかどうかの判定および認識した減損損失の会計処理にはIAS 第36号「資産の減損」を適用しなければならない。製造業者または販売業者である貸し手はオペレーティング・リースの契約時に、販売利益を計上してはならない。オペレーティング・リースは販売と同じではないからである。(Pr.81-86)

5. セール・アンド・リースバック取引

企業（売り手である借り手の企業）が、別の企業（買い手である貸し手とは別の企業）に資産を売却して、当該資産を買い手である貸し手からリースバックする場合、売り手である借り手および買い手である貸し手の双方は、当該資産の譲渡取引が売却であるかどうかを判定し、その判定に応じた会計処理をしなければならない。

5.1 当該資産の譲渡取引が売却であるかどうかの判定

資産の譲渡が売却として会計処理されるかどうかを決定するために、企業は履行義務が満たされる時期を決定するため、IFRS 第15号「顧客との取引から生じる収益」の要求事項を適用しなければならない。

資産の譲渡が、売却として会計処理すべきという IFRS 第 15 号の要求を満たす場合、その売り手は使用権資産を留保された使用権に関連する従前の繰越額の部分で測定しなければならない。したがって、売り手は買い手に移転した使用権に関連する利得または損失の金額だけを認識するだけでよい。買い手である貸し手は、資産の購入について適用すべき基準にしたがって会計処理し、リースについては IFRS 第 16 号の要求事項にしたがって会計処理しなければならない。(Pr.100(a),(b))

売却対価の公正価値が当該資産の公正価値と等しくない場合、もしくはリース料支払いが市場レートで行われていない場合、前払いまたは追加資金調達について会計処理することによって、売却収入を公正価値に修正しなければならない。(Pr.101)

5.1.2 当該資産の譲渡取引が売却ではない場合

売り手である借り手による資産の譲渡が、IFRS 第 15 号の要求事項を満たさない場合、売り手である借り手は、譲渡した資産を引き続き認識し、譲渡収入と同額の金融負債を認識しなければならない。買い手である貸し手は、譲渡した資産を認識してはならず、譲渡収入と同額の金融資産を認識しなければならない。買い手である貸し手は、当該金融資産を IFRS 第 9 号にしたがって会計処理しなければならない。(Pr.103)

6. FASB のリース会計基準

6.1 FASB のリース会計基準設定の経緯

米国財務会計基準審議会(FASB)は IASB よりも早く、1976 年にはすでにリース会計基準を公表し、その後リースに関する基準を多数公表し、さらにその改訂作業も続けてきている。そして、IASB との共同プロジェクトとしてリース会計基準の改訂・更新のプロジェクトに取り組んでいたが、2009 年の FASB の討議文書「リース：基本的見解」、2010 年の会計基準更新案「リース」(Topic840)、2013 年の会計基準更新案「リース」(Topic842)の公表を経て、2016 年 2 月、IASB とほぼ同時期に、会計基準書の Topic842 としてリース会計基準の更新案を公表した。FASB は、リース資産およびリース負債を貸借対照表に認識することによって、リース契約についての重要な情報を開示することが組織間の透明性と比較可能性を高めることになると考えている。この点は IFRS 第 16 号と共通している。この目的のために、FASB は ASC の修正と Topic842「リース」の開発を行ったのである。今回の更新は、IFRS 第 16 号「リース」に沿って、財務報告をその目的に合わせて改善しようとする FASB と IASB の、共通の成果であるとされている。(p.1)

FASB のリース会計基準改訂も、会計基準のコンバージェンスを目指す基準設定活動の一環として、FASB と IASB が取り組んできた共同活動の成果として位置づけられている。したがって、その更新案における要求事項の多くが IFRS 第 16 号における要求事項と同じものとなっている。しかしながら、両者の差異も少なからず存在する。FASB の Topic842 と IFRS 第 16 号との主要な差異はリースの分類に関するものである。IFRS 第 16 号のリース会計モデルがファイナンス・リースとオペレーティング・リースという区別せずに、すべ

てのリースを統一して会計処理するのに対して、FASBのTopic842のリース会計モデルは対照的に、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとを区別して、IFRS第16号のファイナンス・リース方式で会計処理することを要求している。その結果、Topic842でオペレーティング・リースとして分類されたリースはIFRSとは異なって会計処理される。

6.2 FASBのリース会計基準の概略

FASBは、「対価と交換で一定の期間、識別された有形固定資産（識別された資産）の使用を支配する権利を譲渡する契約または契約の一部」と定義しており、IFRS第16号による「借り手が特定資産の使用を一定期間にわたり支配する」というリースの定義と実質的に同じである。しかし、FASBはこの定義に加えて、リースの経済状況は借り手によって変わることがあり、リースの経済状況は財務諸表に反映されなければならないという観点から、Topic842はファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別を保持するという結論に達した。したがって、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとの区別を保持した結果、Topic842の借り手の会計モデルでは包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書におけるリースの効果はそれまでのGAAPと大きく異なるものとはならなかったのである。(p.2)

FASBのTopic842においては、借り手がファイナンス・リースとオペレーティング・リースのそれぞれについて以下のように会計処理することが要求されている。

6.2.1 ファイナンス・リースの会計処理

ファイナンス・リースについて、借り手は以下のようにすることが要求されている。

1. 支払リース料の現在価値で当初測定された使用権資産およびリース負債を財政状態計算書において認識すること。
2. リース負債についての利子を、使用権資産の償却費とは切り離して、包括利益計算書において認識すること。
3. キャッシュ・フロー計算書において、リース負債の主要部分の返済額を財務活動の区分に、リース負債についての支払利子および変動リース料を営業活動区分に分類すること。

6.2.2 オペレーティング・リースの会計処理

オペレーティング・リースについて、借り手は以下のようにすることが要求されている。

1. 支払リース料の現在価値で当初測定された使用権資産およびリース負債を財政状態計算書において認識すること。
2. リースの原価が一般的に定額法に基づいてリース期間に配分されるように計算された単一のリース原価を認識すること。
3. すべての現金支払額をキャッシュ・フロー計算書の営業活動区分に分類すること。

(p.3-4)

6.3 FASBのTopic842とIASBのIFRS第16号との相違点

FASBのTopic842とIASBのIFRS第16号の間には、リースの会計処理に当たって、

その分類に大きな相違点が指摘されている。その他にも、Topic842 では IFRS 第 16 号における要求事項とは一致しない点が以下のように多く指摘されている。(p.7-9)

1. リース会計モデル

IFRS 第 16 号は、5,000 米ドル以下の金額の資産のリースについては認識および測定の見除を認めている。

2. 貸し手の会計モデル

- a. IFRS 第 16 号は販売型のリースと直接金融型リースを区別していない。したがって、IFRS 第 16 号は直接金融型リースについての販売利益をリース開始日に認識することを許容している。
- b. IFRS 第 16 号は、支払リース料および残価保証を満たすのに必要な金額の回収可能性についての明確な指針を含んでいない。
- c. IFRS 第 16 号は、IFRS の金融商品指針に基づいている販売型のリースと直接金融型リースの修正に一つのモデルを適用する。

3. 使用权資産の測定

- a. IFRS 第 16 号は使用权資産の測定に代替的な基礎を許容している。(たとえば、IAS 第 40 号「投資不動産」にしたがった公正価値モデル、または IAS 第 16 号「有形固定資産」に準拠した再評価モデル)

4. 変動支払リース料

- a. IFRS 第 16 号は、参照指数またはレートの変動に由来するキャッシュ・フローの変動がある場合(すなわち、支払リース料への修正が効果を生じる場合)、該当する指数またはレートに依存する変動支払リース料の再査定を要求している。

5. 転貸(サブリース)

- a. サブリースを分類する場合、IFRS 第 16 号は中間貸主が、ヘッドリースから生じる使用权資産を参照してサブリースを分類することを要求している。

6. セール・アンド・リース・バック取引

- a. IFRS 第 16 号は、セール・アンド・リース・バック取引における資産の移転が販売であるのかどうかについての適用指針を含んでいない。売り手・借主(seller-lessee)がリース対象資産についての実質的な再購入オプションを有するならば、販売は行われていないと述べるにとどまっている。
- b. IFRS 第 16 号は、セール・アンド・リース・バック取引において売り手・借主が認識した利得をリース・バック終了時のリース対象資産における、買い手・貸主の残余利子に関連した利得に限定している。

7. 非公開会社

- a. IFRS 第 16 号は非公開会社のための指針を特に有していない。しかしながら、Topic842 は各リースのリース負債を割引くためのリスク・フリー・レートを非公開会社が使用することを認めている。

8. キャッシュ・フロー計算書

- a. IFRS 第16号は、支払利子の会計処理をIAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」に準拠して行っている。IAS 第7号は、利子が、営業活動区分、投資活動区分および金融活動区分に分類されることを許容している。

9. 開示

- a. IFRS 第16号は質的および量的開示要求を有しているが、Topic842とは類似しているが、同一ではない。

10. 移行

- a. IFRS 第16号は、借り手および貸し手の会計規定における差異のため、Topic842とは異なった移行規定を有している。

11. リース会計に影響を及ぼすGAAPとIFRSのその他の分野における差異

- a. 差異の主要な分野は、減損（金融商品およびのれん以外の固定資産の）および投資不動産に対する現行の要求事項である。

以上のように、FASBとIASBは双方の会計基準のコンバージェンスを目指してはいるが、リース会計基準に限ってみても、その目標が完全に達成されたとは言い難い。

7. おわりに

IFRS 第16号では借り手に対して、原則として、オペレーティング・リースまたはファイナンス・リースという法律上の契約による分類に関わりなく、すべてのリースが認識対象とされ、財務諸表上で資産および負債の計上が要求されている。例外として、短期リースおよび少額資産リースについては、財務諸表上で資産および負債の計上をしないことが許容されている。その結果、短期リースおよび少額資産リースについては、従来のオペレーティング・リースについてと同様に、実務上リース取引の大部分と認定され、使用権資産とリース負債が認識されず、賃貸借料の計上しかされないという事態が危惧されるのである。例外を認めたことで、解決を目指した従来の問題が解消されたとは言えない状況になっていると思われる。また、借り手はすべてのリースについて使用権資産とリース負債を認識し、会計処理することが要求されている。これに対して貸し手は従来通り、オペレーティング・リースおよびファイナンス・リースという区分にしたがって処理することが要求され、その結果、借り手と貸し手とでリース・モデルが相違しており、基準の整合性や妥当性に欠けることとなってしまう。

IFRS 第16号では、使用権資産の当初測定だけでなく開始日以後の測定も、原価モデルを用いて行うこととされている。原資産の使用から獲得が期待される収入に基づく収益価値ではなく、原価が公正価値として適切であると考えられている。IFRS 第16号以外の他の国際会計基準では、原則として原価は公正価値として相応しくないとされていたはずであるが、敢えて原価モデルによる測定が要求されている。IFRS 第16号ではもともと使用権資産がそれ自体の属性からその測定値が決定されたのではなく、あくまでもリース負債の対照勘定として認識されたため、資産計上の積極的な根拠に欠けるので、使用権の譲渡という理論付けがされたものと考えられるのである。基準における記載の順序もリース負債の測定が先行し

ており、使用权資産の測定はその後の項目であり、測定方法もリース負債の測定値を基にしている。これは、リース負債をオン・バランスにすることがリース会計基準のそもそもの狙いであったからである。リース負債単独の計上ができないため、対照勘定として使用資産を資産計上しなければならなくなっているのである。これは、M&Aによって取得した企業に、その取得後リース負債という「隠れ負債」が存在することに対する懸念から要求されたものと思われる。使用权資産の測定をリース負債を基礎として行うことは、IFRS第16号以前のIAS第17号でも、またこれまでのFASBのリース会計基準でも共通して採用されてきたもので、IFRS第16号がその考え方をそのまま踏襲していることが適切であるかどうかは検討の余地があるだろう。

IFRS第16号は、リース会計基準のコンバージェンスを目指して、FASBとの長年にわたる共同プロジェクトの結果公表されたものとされているが、両者が統一されているのは、リースの定義、リース資産およびリース負債の認識そしてリース負債の測定の3点にすぎない。両者の間にはリース・モデルの違いなどそれ以外の部分で相違点も多く、必ずしもコンバージェンスが完了したものとは言い難いことも指摘される。

注

- 1) IASB(2003); Pr.10-11
- 2) Lloyd,Sue(2016); p.1

[引用文献]

FASB(1976); *Statement of Financial Accounting Standards No. 13 Accounting for Leases*

FASB(2016); *Accounting Standards Update 2016-02, Leases (Topic 842)*

IASB(2003); *IAS 17 Lease*

IASB(2016); *IFRS Standard 16 Leases*

IASB(2016);IFRS Standard 16 Leases:Basisi for Conclusion

((IFRS財団編、企業会計基準委員会監訳(2016).『国際財務報告基準(IFRS)2016』, 中央経済社)

Lloyd,Sue(2016); "Investor Perspective - A New Lease of Life," 29 January 2016

(http://www.ifrs.org/Alerts/Publication/Documents/2016/Investor-Perspectives_A-New-Lease-of-Life.pdf)